

7 港環み第\*\*\*号  
令和8年3月24日

港区環境審議会  
会長 青柳 みどり 様

港区長 清 家 愛

港区環境基本条例（平成10年3月港区条例第28号）第20条第2項第2号の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

## 記

### 1 諮問事項

「港区一般廃棄物処理基本計画（第3次）」の改定に係る基本的な考え方について

### 2 諮問理由

区が令和3（2021）年3月に策定した「港区一般廃棄物処理基本計画（第3次）」（以下「現行計画」という。）は、令和3（2021）年度から令和14（2032）年度までを計画期間とし、家庭や事業所から排出されるごみ量の削減や、資源化率の向上等を数値目標として定めるとともに、食品ロス削減推進法に基づく「港区食品ロス削減推進計画」を包含した計画です。

区は現行計画に基づき、区民や事業者とともに3Rを推進し、食品ロスの削減に向けた施策を実施してきました。その結果、ごみ量や食品ロスの削減については一定の成果を得ましたが、資源化率の向上については更なる取組の強化が必要です。

この間、国ではプラスチック資源循環促進法が施行され、その後「第五次循環型社会形成推進基本計画」の閣議決定を経て、昨年には再資源化事業等高度化法が施行されるなど、循環型社会の構築に向けた動きが加速しています。食品ロスに関しては、昨年「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」の第2次基本方針が閣議決定され、新たな数値目標や施策の推進が盛り込まれました。

東京都においては、持続可能な資源利用の実現に向けた社会変革や、廃棄物処理システムの更なる充実強化等をコンセプトとして、新たな資源循環・廃棄物処理計画を策定しています。

区がめざす「2050年ゼロカーボンシティ」の実現や、埋立処分場の残余期間の延伸に加え、循環型社会の構築が急がれる現状において、区はこれまで区民や事業者とともに実施してきた3Rや食品ロスの削減の取組を一層強化していかなければなりません。また、大規模災害時における廃棄物の運搬・処理については、区が令和4（2022）年3月に策定した「港区災害廃棄物処理基本方針」に基づき、近年の災害から得られた教訓を踏まえて、万全な対策を講じていく必要があります。

これらの社会動向や課題に的確に対応していくため、策定から5年が経過した現行計画の中間見直しを令和8年度に行い、計画後期に向けて施策の充実・強化を図ります。

つきましては、計画の改定に当たり、基本的な考え方について、諮問いたします。